

災害時電源EV・PHV導入促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する災害時電源EV・PHV導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び災害時電源EV・PHV導入促進事業実施要綱（令和6（2024）年3月29日付け気対第1280号環境森林部長通知。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、その交付率又は補助額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容	対象経費	交付率又は補助額	交付の相手方
災害時電源EV・PHV導入促進事業補助金	EV・PHVの普及を促進し、県内の交通分野の二酸化炭素の排出削減と災害等へのレジリエンス強化を図ることを目的とする	EV又はPHVの導入	要綱第5条に定める経費	要綱第5条に定める額	要綱第3条に定める者

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

2 提出された申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、知事は、第1項に規定する期日にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を停止することができる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
災害時電源EV・PHV導入促進事業補助金	災害時電源EV・PHV導入事業補助金交付申請書	様式第1号	1	別表第1に掲げるもの	1	知事が別に定める日

(交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の要件に適合すると認められるときは、交付の決定をするものとする。

2 規則第5条の規定に基づき補助金を交付するときの交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 補助金を交付しないときの不交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の請求)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
災害時電源 E V ・ P H V 導入事業補助金	災害時電源 E V ・ P H V 導入事業補助金交付請求書	様式第 4 号	1	1 交付決定通知書の写し 2 支払口座の通帳の写し 3 知事が必要と認める書類	1	知事が別に定める日

(補助条件)

第 6 条 規則第 6 条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (5) 補助対象者は、別に定める期間内において補助対象自動車を処分しようとするときは、第 9 条第 3 項の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (6) 補助対象者は、第 9 条第 3 項の規定に基づく承認を受けた後、補助対象自動車の処分をした場合において、知事の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を県に納付すること。

(変更の承認)

第 7 条 補助対象者は、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとするときは、様式第 5 号事業内容変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、様式第 6 号事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

第 8 条 補助対象者は、補助対象自動車を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、補助対象自動車が毀損され、又は滅失したときは、様式第 7 号補助対象自動車毀損、滅失届によりその旨を知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限期間)

第 9 条 規則第 24 条の規定により処分の制限を受ける財産は、補助事業により取得した E V 又は P H V とする。

2 同条ただし書きに規定する知事が定める期間は、法定耐用年数の期間とする。

3 補助対象者は、前項で規定する期間内において、補助対象自動車を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 8 号財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象者宛て通知するものとし、当該処分により収入があった場合等必要と認める場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部

を県に納付させることがある。

- 5 補助対象者は、前項の規定による知事の請求があったときは、知事が定める期日（以下「納付期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 6 前項の規定により県が補助金の返納を求めるときには、E V又はP H Vの残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第十に基づく定率法で算出する。

（交付決定の取り消し）

第10条 知事は、交付対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
- （2） 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

（補助金の返還）

第11条 知事は、前条の規定による取り消しをしたときは、補助対象者に通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日（以下「返還期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 補助対象者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（延滞金）

第12条 補助対象者は、第9条第5項の規定により、補助金の全部又は一部の納付を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、第11条第2項の規定により、補助金の全部又は一部の納付を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（証拠書類の保存）

第13条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（暴力団の排除）

第14条 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - （2） 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - （3） 法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当すると

きは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分に関しては、第10条から第12条の規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6（2024）年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

別表第1 添付書類（第3条関係）

番号	必要書類	申請者	
		法人	個人
1	誓約書	○	○
2	導入車両に係る発注又は契約した日のわかる請求書又は契約書（写し） ※リース契約等の場合は、リース契約書（写し） ※割賦販売の場合、申請者が契約者となっているローン契約書も併せて必要 ※車両登録番号及び車台番号の記載が必要。リース契約等を除き、車両導入価格の記載も必要	○	○
3	導入車両の代金の支払いに係る領収書（写し） ※販売会社等の印があるものに限る。 ※リース契約等の場合は借受証（写し）	○	○
4	導入車両の自動車検査証（写し） ※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項（写し）	○	○
5	登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	○	
6	中小企業であることが確認できる書類 （労働保険概算・確定保険料申告書、賃金台帳等の写し） ※5で確認できる場合は省略可	○	
7	青色申告者であることを証明する書類（写し）直近1か年分		○
8	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書）	-	-
	県税事務所で発行されるもの	○	○
	市町役所で発行されるもの（個人県民税のみで可）		○
9	給電機能を有することが確認できる書類（カタログ等）	○	○
10	栃木県災害時協力車登録証（写し）又は栃木県災害時協力車登録制度登録申込書の写し	○	○
11	その他知事が必要と認める書類	-	-